



大地の芸術祭
越後妻有アートトリエンナーレ
2012

大地の芸術祭
越後妻有アートトリエンナーレ2012

ご協賛のお願い

大地の芸術祭実行委員会

<http://www.echigo-tsumari.jp>

大地の芸術祭 越後妻有^{つまり}アートトリエンナーレ2012

開催にあたり

「大地の芸術祭・越後妻有^{つまり}アートトリエンナーレ」は、「人間は自然に内包される」という理念のもと、760平方キロメートルの里山を舞台にアーティスト、住民、サポーターが地域、ジャンルと世代を超えて協働し、その成果を野外展覧会として国内外に発信していく取り組みです。その成果である作品、施設、人々のネットワークを基盤として、失われつつある自然環境、棚田、集落コミュニティなどを再生・再構築することで地域の将来を築いていきます。

3年に1度開催するトリエンナーレとしてこれまで4回の開催を経て、今や新潟県を代表するイベントとして成長し、都会からの来訪者の方々と中山間地域の地元住民とが現代アートを介して深めた交流とネットワークにより数多くの新しい芽が生まれ育ってきました。

そのような中、去る3月11日の東日本大震災、翌12日の長野県北部を震源とする地震により越後妻有も被害を受け、開催を自粛すべきとの声も聞こえました。しかし、今こそ芸術祭によって培われた経験とネットワークを活かし、コミュニティの再生と震災復興への機運を盛り上げる必要があると考え、この地域から元気を発信すべく2012年に第5回展を開催することを決定し、準備を進めております。

つきましては、地域を挙げて取り組みます「大地の芸術祭 越後妻有^{つまり}アートトリエンナーレ2012」へのご理解を賜り、ぜひ多くの皆様から越後妻有^{つまり}にお越しいただくよう、心からお願い申し上げます。

ご協賛のお願い

これまでの4回の開催にあたり、全国のサポーターの皆様はもとより、多くの企業、支援者の皆様から物心両面にわたり力強いご支援を頂戴いたしました。ここに改めて、お礼を申し上げます。こうした芸術祭の実施に向けた企業、個人各位からのご協力は、今後の新しい寄付文化のモデルになるとともに、新しい形の地域づくりの持続発展の糧となるものと考えます。

また、先述しましたとおり、第5回展は3年に1回の野外現代アート展というだけでなく、震災復興という大きなテーマを掲げての開催となります。震災からの復興と、被災地へ元気を届けるため、今まで以上に明るく楽しい展覧会として開催したいと考えております。

つきましては、2012年に開催いたします第5回大地の芸術祭の開催にぜひ皆様のお力をお貸しいただきたいと存じますので、ご支援、ご協賛をいただきたく、心よりお願い申し上げます。

2011年6月

大地の芸術祭実行委員会

実行委員長 十日町市長 関 口 芳 史

副実行委員長 津南町長 上 村 憲 司

「第5回大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ2012」
ご支援のお願い

貴社におかれましては、ますますご清栄の段お喜び申し上げます。同時にこの度の東日本大震災により亡くなられた方々に対して、衷心よりお悔やみ申し上げ、被災された方々にもお見舞い申し上げます次第です。

さて、3月11日の東日本大震災、翌12日の長野県北部地震等により新潟県十日町市、津南町も甚大な被害を受けました。地震に抛り空家、廃校、屋外作品は全壊、半壊、一部損壊の被害を受け、同時に東日本大震災の被災者凡そ8,000人が今現在、新潟県内に避難されています。

新潟県十日町市、津南町エリアを舞台とする「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」は2012年7月29日からの開催を予定していますが、この第5回は、「震災からの復興」をテーマに展開してまいります。おかげをもちまして2009年開催の「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」におきましては、開催期間内来訪者数は延べ37万5千人を数えますとともに、新聞、TV、雑誌など多くのメディアに報道いただき成功裡に終わりましたこと、ひとえに多くの企業・個人各位からご寄付ご協賛をいただきましたことに因るものと、衷心より御礼申し上げます。

このたびの大震災、原発事故は、先の敗戦に続く甚大な被害をもたらしただけではなく、これまで当然のように享受してきた文明そのもの、個々の生き方考え方を見直す契機となるものと受け止めています。同時に復興の姿を世界も注視しています。こうしたなか、新潟県里創プランの一環とした第1回芸術祭（2000年）から数え第5回となり、ひいては今後に繋がる意味からも、これまで同様、多くの企業、個人の方々からのご支援をお願いいたします。

こうした芸術祭にとって何より重要なことは、継続することであり、そのなかで得た課題を一つひとつ解決していくことで、本来こうした芸術祭の目的でもある、現代美術によって過疎高齢化の進む地域を元気にしていくことが達成されるものと考えています。

一層のご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

2011年6月吉日

福武總一郎（総合プロデューサー）

| | |
|-------|--------------------------------|
| 目 標 額 | 2億6千2百万円(大地の芸術祭事業費見込額3億6千2百万円) |
| 募集期間 | 2012年9月10日まで |

◇なお、ご協賛いただきました個人・法人様には、ご芳名、貴社名または社名ロゴを公式印刷物、ホームページに記載させていただくとともに、銘板を設置させていただきます。2012年5月までにお申込みをいただければ、公式印刷物ならびにホームページにご芳名、貴社名、社名ロゴを記載させていただきます。それ以降のお申込みにつきましては、ホームページ、記録集にご芳名、貴社名、社名ロゴを記載させていただきます。社名ロゴ使用の場合は、50万以上のご寄付・ご協賛とさせていただきます。

なお、寄付に関しまして、ご希望により協賛と同じくご芳名、貴社名、社名を掲載させていただきます。

◇免税措置に関するお知らせ

1)個人の場合

- ①寄付金額がその年度の課税所得から控除されます(年間総所得の30%まで)。
- ②免税の手続きは、寄付をされた翌年の確定申告で行ってください。
- ③免税には「寄付金領収書」が必要です。入金を確認され次第お送りいたします。

2)法人の場合

寄付金は、一般寄付金の損金参入限度額に相当する金額まで、別枠として損金に参入できます。免税には「寄付金領収書」が必要です。入金を確認され次第お送りいたします。

◇協賛の税務上の措置について

本一般協賛(広告宣伝等)につきましては、支出費用を損金の額または必要経費に算入して税務上差し支えないこととなっております。

寄付用

大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ 2012 寄付申込要項

1. 寄付のお申し込み～お振込みの流れ

- (1)本冊子添付の申込書(次項以降)に必要事項をご記入いただき、十日町市観光交流課芸術祭企画係までご送付ください。
- (2)受領後、採納決定書ならびに振込依頼書にご送付いたします。
- (3)最寄りの金融機関より下記の振込先にお振込みください。
- (4)ご入金確認後、十日町市会計管理者の領収書をご送付いたします。

◆入金先

| | |
|------|------------|
| 銀行名 | 第四銀行 十日町支店 |
| 口座種類 | 別段預金 |
| 口座番号 | 11029 |
| 口座名義 | 十日町市会計管理者 |

◆お問合せ先／郵送先

| | |
|--------|---------------------------------------|
| 名称 | 十日町市観光交流課芸術祭企画係 |
| 住所 | 〒948-0082 新潟県十日町市本町2丁目十日町市役所本町分庁舎内 |
| 電話 | 025-757-2637 |
| F a x. | 025-757-2285 |

2. 寄付者名の記載について

ご希望によって、ご芳名、貴社名、社名を記載させていただきます。

◆2012年5月までにお申し込みいただいた場合・・・

ご芳名、貴社名または社名ロゴを公式印刷物(ポスター、チラシ、ガイドブック、記録集)、ホームページに記載させていただくとともに、銘板を設置させていただきます。

◆上記以降にお申し込みいただいた場合・・・

ホームページ、記録集にご芳名、貴社名または社名ロゴを記載させていただきます。

◆社名ロゴの掲載

ホームページ、ガイドブック、記録集の社名ロゴ掲載については、50万円以上のご寄付で掲載させていただきます。(50万円未満は貴社名のみ)

50万円以上:小サイズ／100万円以上、中サイズ／500万円以上:大サイズ

3. 免税措置に関して

(1)個人の場合

- ①寄付金額がその年度の課税所得から控除されます。(年間総所得の30%まで)
- ②免税の手続きは、寄付をされた翌年の確定申告で行ってください。
- ③免税の「寄付金領収書」が必要です。入金を確認され次第お送りします。

(2)法人の場合

寄付金は、一般寄付金の損金参入限度額に相当する金額まで、別枠として損金に参入できます。免税には「寄付金領収書」が必要です。入金を確認され次第お送りいたします。

寄付用

大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ2012

寄付採納申出書

| | | |
|-----|---|----|
| 現 金 | 金 | 円也 |
|-----|---|----|

但し、「第5回大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ2012」の事業趣旨に賛同し、上記寄付金を納入します。

納入予定日 平成 年 月 日

ご芳名、貴社名または社名ロゴを公式印刷物、ホームページに掲載することに関して

希望する

希望しない

平成 年 月 日

住所

氏名

⑩

電話

()

十日町市長 関口 芳史 様

一般協賛用（広告宣伝等協賛）

大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ 2012 一般協賛（広告宣伝等協賛）申込要項

1. 協賛のお申し込み～お振込みの流れ

- (1) 本冊子添付の申込書（次項以降）に必要事項をご記入いただき、十日町市観光交流課芸術祭企画係までご送付ください。
- (2) 受領後、採納決定書ならびに振込み依頼書をご送付いたします。
- (3) 最寄りの金融機関より下記の振込先にお振込みください。
- (4) ご入金確認後、十日町市会計管理者の一般協賛（広告宣伝等）領収書をご送付いたします。

◆入金先

| | |
|------|------------|
| 銀行名 | 第四銀行 十日町支店 |
| 口座種類 | 別段預金 |
| 口座番号 | 11029 |
| 口座名義 | 十日町市会計管理者 |

◆お問い合わせ先 / 郵送先

| | |
|-----|--|
| 名称 | 十日町市観光交流課芸術祭企画係 |
| 住所 | 〒948-0082 新潟県十日町市本町2丁目 十日町市役所本町分庁舎内 |
| 電話 | 025-757-2637 |
| FAX | 025-757-2285 |

2. ご協賛企業に提供させていただく内容

◆2012年5月までにお申し込みいただいた場合・・・

貴社名または社名ロゴを公式印刷物（ポスター、チラシ、ガイドブック、記録集）、ホームページに記載させていただくとともに、銘板を設置させていただきます。

◆上記以降にお申し込みいただいた場合・・・

ホームページ、記録集に貴社名、社名ロゴを記載させていただきます。

◆社名ロゴの掲載

ホームページ、ガイドブック、記録集の社名ロゴ掲載については、50万円以上のご協賛で掲載させていただきます。（50万円未満は貴社名のみ）

50万円以上：小サイズ／100万円以上：中サイズ／500万円以上：大サイズ

3. 税務上の措置について

本一般協賛（広告宣伝等）につきましては、支出費用を損金の額または必要経費に算入して税務上差し支えないこととなっております。

一般協賛用（広告宣伝等）

一般協賛（広告宣伝等）申出書

平成 年 月 日

新潟県十日町市長 関 口 芳 史 様

取り扱い 大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ 2012

十日町市観光交流課芸術祭企画係 宛

貴企業・団体名 _____

ご住所 _____

代表者ご芳名 _____ 印

大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ 2012 の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛いたします。

◆協賛金

金 _____ 円 也 (30 万円 / 1 口 → ____ 口)

お振込み予定日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (頃)

◆ご担当者連絡先

ご芳名 _____

お電話 _____

FAX _____

E-mail _____